

騒音・振動規制法 特定建設作業の種類

騒音規制法関係 騒音規制法施行令第2条別表2 (昭和43年11月27日政令第324号)

	作業の種類	備考
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけんを除く。 圧入式くい打くい抜機を除く。 くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。 混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。

	作業の種類	備考
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く。 圧入式くい抜機を除く。 圧入式くい打くい抜機を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

## ※特定建設作業届出に係る注意事項

- ・2部(正本・副本)提出すること
- ・作業開始7日前までに提出すること(例:15日から作業開始の場合、7日までに提出。間を7日開けること)
- ・下記資料を添付すること
  - ①作業周辺見取図(住宅地図)
  - ②工程表